

介護保険住宅改修費の支給申請について

制度概要

介護保険住宅改修費の保険給付は、厚生労働大臣が定める住宅改修の種類に該当し、被保険者の心身の状態や在宅での生活状況等を総合的に判断し、必要と認めた場合に限り支給されるものです。

介護保険住宅改修は、介護保険居宅サービスの一つであり、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）や医療・保健・福祉関連専門職との連携を図り、福祉用具購入・貸与等他のサービスを含めて検討する必要があります。

対象者および要件

1. 要介護（支援）認定を受けている方
2. 介護保険被保険者証に記載されている住所（住宅改修する家）に居住していること

※保険給付を受ける場合は、介護保険窓口（市役所 2 階 A）への事前申請（承認）が必要です。
事前申請（承認）なしに工事を行った場合は給付の対象にならないのでご注意ください。

【注意事項】

◎工事期間が要介護（支援）認定有効期間内でなければなりません。

※要介護認定申請中でも誓約書を添付の上で事前申請を行うことができますが、工事完了後の請求については、認定後となります。認定結果が非該当となった場合は全額自己負担となります。

◎入院（入所）中の場合は、退院（退所）予定日が決まっているときに限り誓約書を添付の上で事前申請を行うことができます。ただし、請求は退院（退所）後となります。

◎生活の動線上にない場所での工事や、通路の新設は給付対象外です。

◎新築・増改築（大規模なリフォームや新たに居室を設ける等）は給付対象外です。

◎老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗したことによる付け替えは給付対象外です。

◎給付対象外の工事と同時に行う場合は、事前申請の前に介護保険課へご相談ください。

◎被保険者から施工事業者への支払いは、工事完了後に行ってください。

支給額

同一被保険者・同一住宅につき改修費 20 万円を上限として、自己負担割合（1～3 割）を差し引いた額が支給されます（最大 18 万円）。20 万円以内であれば複数回に分けて利用することができます。
 ※自己負担割合は、領収日時点で判定します。

●要介護度が以下のとおりに 3 段階以上上がった場合、1 回に限り、再度改修費 20 万円を上限として保険給付を受けることができます。

（初回の住宅改修着工日の要介護度）	（追加の住宅改修着工日の要介護度）
要支援 1	要介護 3・要介護 4・要介護 5
要支援 2・要介護 1	要介護 4・要介護 5
要介護 2	要介護 5

支給方法

○償還払い（被保険者が工事費全額を施工事業者へ支払い、後に住宅改修に要した費用の保険給付分を池田市へ請求し、本人が受取る方法）

○受領委任払い（被保険者が自己負担割合に応じた額を施工事業者へ支払い、保険給付分を池田市から施工事業者へ支給する方法）

【厚生労働大臣が定める住宅改修の種類】

(1) 手すりの取付け

転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。

(2) 段差の解消

各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修を指し、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。

※昇降機、リフト等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。また、階段の滑り止めの設置も想定される。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とはならない。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する 경우가一般的に想定される。和式便器から、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならない。

※便器の取替えは、水道法及び池田市水道事業給水条例及び下水道条例に基づき、指定工事業者による届出が必要です。(届出先: 上下水道部水道工務課 TEL: 072-754-6133)

(6) (1)～(5)に付帯して必要となるもの(手すりを設置するための壁面補強 など)

《施工例》

(1) 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

(2) 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

(3) 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

(4) 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

(5) 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

介護保険住宅改修費の支給までの流れ

①住宅改修について、担当ケアマネジャー等に相談する。



②複数の施工事業者より見積もりを取る。



※以降はケアマネジャーや施工事業者と協力して行う。

③池田市へ住宅改修の事前申請をする。



④事前申請が保険給付として適正な改修と認められた場合、「住宅改修承認通知書」が被保険者本人宛に届く。



⑤施工事業者「住宅改修承認通知書」を提示し、施工開始の依頼をする。



⑥住宅改修完了後に池田市へ「住宅改修費支給申請書」を提出する。



⑦保険給付として適正に住宅改修が完了したことを確認し、申請口座へ振り込み。(月末締め翌月末日払い)